

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 4 年 5 月 2 日付一時扶助決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めらるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

申請した交通費が認められなかったことや、決定通知書記載の内容等について不服がある。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 5 年 3 月 2 3 日	諮問

令和 5 年 5 月 2 3 日	審議（第 7 8 回第 3 部会）
令和 5 年 6 月 2 0 日	審議（第 7 9 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の種類

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、医療扶助（4号）を掲げ、法 1 5 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「移送」（6号）等を規定している。

そして、保護基準別表第 4・医療扶助基準 4 は、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」としている。

(2) 申請による保護の開始・変更

法 2 4 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条 3 項及び 4 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。同条 5 項は、同条 3 項の通知は、申請のあった日から 1 4 日以内にしなければならないとし、同条 6 項は、保護の実施機関は、前項本文に規定する期間内に第 3 項の通知をしなかったときは、同項の書面にその理由を明示しなければならないとしている。

そして、同条 9 項は、同条 1 項から 7 項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(3) 医療移送費

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」

(昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。) は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」(本件要領第 3・9・(1)) とし、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」(本件要領第 3・9・(2)・ア)、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」(同イ)等としている。

さらに、移送の給付決定における審査については、「給付要否意見書(移送)により・・・福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること・・・福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならない」(本件要領第 3・9・(3)・イ) とし、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」としている(同ウ)。

そして、費用の算定については、「領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」としている(本件要領第 3・9・(4)・イ)。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人が令和元年 8 月 5 日に通院していることを本件クリニックに確認し、また、「通院・

通所証明書」により請求人の通院を確認した上で、通院経路についてみたところ、本件申請書によれば、請求人が通院以外の目的で通院途中、〇〇市役所に立ち寄っていたことから、〇〇市役所に立ち寄った経路に係る交通費については給付対象外と判断して、請求人宅と本件クリニックとの間の交通費をS u i c aの履歴から算定して、その往復分である2,864円(片道1,432円×2)を給付すると決定したことが認められる。

そうすると、処分庁は、請求人が通院途中で〇〇市役所に立ち寄った区間の交通費については、本件要領第3・9・(3)・イの規定に基づき給付対象外とし、請求人宅と本件クリニックとの往復にかかる交通費を給付したものであり、上記1の法令等に則り適法になされたものと認められる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、申請した交通費が認められなかったこと、決定通知書記載の内容について不服がある旨主張する。

しかし、本件処分の内容に違法又は不当な点がないことは上記2で述べたとおりであり、また、本件処分通知書の記載内容は、処分理由の提示として十分なものと認められる。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙(略)